

石川県立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則（案）

石川県立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和三十三年石川県教育委員会規則第五号）の全部を改正する。

- （目的）
- 第一条 この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四十条の規定に基づく石川県立学校に勤務する教職員（以下「教職員」という。）の勤務成績の評定（以下「勤務評定」という。）について定めることを目的とする。
- （勤務評定の種類）
- 第二条 勤務評定は、目標管理及び業績評価によって行う。
- 2 目標管理は、教職員が校長の定める学校経営計画を踏まえて自ら職務上の目標を設定し、その目標の達成状況について自己評価するものとする。
- 3 校長は、前項の規定により設定された目標について、教職員の職務遂行状況を観察し、目標の達成状況及び達成に至るまでの取組についての評価（以下「評価者評価」という。）を行うものとする。
- 4 業績評価は、教職員の職務遂行上の意欲、能力及び実績について、この規則に定めるところにより、公正かつ客観性のある評価を行い、記録するものとする。
- （勤務評定の対象となる職員の範囲）
- 第三条 勤務評定は、県立学校の校長、教頭、部主事、教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員その他の常時勤務する教職員について実施する。ただし、次に掲げる教職員については除くものとする。
- 一 臨時的職員
- 二 その他石川県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の指定する者
- 2 前項の規定に関わらず、校長、教頭及び部主事については、目標管理の目標設定を行わない。
- （目標管理の期間等）
- 第四条 目標管理の期間は、毎年四月一日から、別に定める業績評価の基準日の前日までの年度ごとの期間とする。
- 2 目標管理は、教育長の定める目標管理書に記入することによって行うものとする。
- （業績評価の実施の時期）
- 第五条 業績評価は、毎年一回定期に実施するものとする。
- 2 条件付採用期間中の教職員については、当該教職員の条件付採用期間開始後五か月（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十二条の規定により条件付採用期間が一年となる教職員にあつては、十か月）を経過した日に実施するものとする。
- （実施の時期の特例）
- 第六条 教育長は、長期にわたる休暇、休職、停職その他の事由により公正な評価を行うことができないと認められる教職員については、前条の規定による業績評価の実施の時期を変更することができる。

(業績評価の期間)  
 第七条 業績評価の対象とする期間は、教育長が特に指定する場合を除き、前回の業績評価実施の翌日から当該業績評価の基準日までとする。

(業績評価の評価者)  
 第八条 業績評価の評価者は、次のとおりとする。

被評価者	校長	教頭	校長及び教員
一次評価者	校長	校長	校長
二次評価者	校長	校長	校長
最終評価者	教育長	教育長	教育長

2 評価者は、教育長の定める業績評価書によって評価するものとする。

(報告)  
 第九条 校長は、業績評価実施後速やかに、教育長の定めるところにより、県教育委員会に業績評価書及び業績評価報告書を提出しなければならない。

(業績評価書の効力)  
 第十条 業績評価書は、当該評価書作成後新たに評価書が作成されるまでの間における当該教職員の勤務成績を示すものとする。

(書類の保管)  
 第十一条 目標管理書、業績評価書及び業績評価報告書は、教育長又は教育長の指定する者が保管するものとする。

(開示)  
 第十二条 目標管理の評価者評価は、校長が当該教職員に開示する。  
 2 教育長は、教職員が業績評価書の開示を申し出た場合は、当該教職員に係る記録のうち教育長が人事管理上支障がないと認められた部分について、当該教職員に対して開示することができる。

(委任)  
 第十三条 この規則に定めるもののほか、勤務評定の実施について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第十一条第二項の規定は、別に規則で定める日から施行する。  
 2 この規則による改正前の石川県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則に基づき作成された勤務評定書は、この規則による業績評価書が作成されるまでの間、当該職員の勤務成績を示すものとする。

石川県立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則をここに公布する。

平成十八年 月 日

石川県教育委員会